生駒市建設工事低入札価格調査制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、生駒市建設工事総合評価落札方式実施要領（以下、「総合評価実施要領」という。）に基づき落札者を決定するための調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

(2)「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者をいう。

(3)「評価値」とは、総合評価実施要領第１１条に規定する「評価値」のことをいう。

(4)「調査対象者」とは、低入札価格調査実施の対象となる者で入札の結果、評価値が最も高く、低価格入札者をいう。

（調査基準価格）

第３条　調査基準価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、当該合計額が予定価格の１００分の９０を超える場合は予定価格に１００分の９０を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の１００分の７０に満たない場合は予定価格に１００分の７０を乗じて得た額とする。

なお、調査基準比較価格は千円未満の金額は切り捨てた額とする。

(1)　直接工事費の額に１００分の９５を乗じて得た額

(2)　共通仮設費の額に１００分の９０を乗じて得た額

(3)　現場管理費の額に１００分の８０を乗じて得た額

(4)　一般管理費の額に１００分の３０を乗じて得た額

２　調査基準価格は、実施設計書の作成者が算出し、当該作成者が属する所属の長の決裁を経るものとする。

３　前項の決裁を経た調査基準価格は、工事検査担当課が審査し確定するものとする。

（入札参加者への周知）

第４条　この制度の円滑な運用を図るために、次の各号に掲げる事項を入札公告に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

(1)　当該入札は低入札価格調査の対象工事であること。

(2)　調査基準価格を下回る入札を行った者が調査対象者となった場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。

(3)　調査対象者は、落札者とならない場合があること。

(4)　調査対象者は、低入札価格調査に必要な書類の提出及び聞き取り調査に応じなければならないこと。

　なお、書類の提出及び聞き取り調査に応じない場合や、低入札価格調査を妨害するなど不誠実な行為（虚偽記載を含む。）をしたときは、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置を受ける場合があること。

(5)　調査対象者と低入札価格調査を経て契約締結する場合に、生駒市が契約の相手方に付する条件。

（入札の執行）

第５条　入札執行者は低入札価格調査が必要になった場合「保留」と宣言し入札を終了するものとする。

２　入札執行者は調査対象者に対し期限を示して、第７条第１項に定める書類の提出を指示するものとともに、第６条に定める委員会に低入札価格調査を依頼するものとする。

（生駒市低入札価格調査委員会）

第６条　調査対象者が契約の内容に適合した履行が可能かどうかを調査するため、生駒

市低入札価格調査委員会（以下「低入委員会」という。）を設置する。

２　低入委員会の委員については、総合評価実施要領第３条第２項から第７項までを、低入委員会の会議については、総合評価実施要領第３条第９項から第１３項までを準用する。

（調査事項及び提出書類）

第７条　低入札価格調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、調査対象者が提出する書類は別紙－１に定める。

(1)　当該価格で入札した理由

(2)　入札金額の積算内訳等

(3)　手持ち工事等の状況

(4)　契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連

(5)　手持ち資材の状況

(6)　資材の調達に関する事項

(7)　手持ち機械の状況

(8)　労務者の確保計画

(9)　建設副産物に関する事項

(10)　施工体系図兼下請契約計画

２　調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか別に定める生駒市低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

（契約の内容に適合した履行がされると認められた場合の措置）

第８条　低入委員会が調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行をすると認めた場合、生駒市建設工事総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）は落札を決定するものとする。

（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合の措置）

第９条　低入委員会は調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行をしないお

それがあると認めた場合、調査対象者を失格とする。

なお、失格判断基準は別紙－２のとおりとする。

２　総合評価審査委員会は、調査対象者が失格したときは、落札者とならない旨を通知するものとする。

３　総合評価審査委員会は、失格した者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査対象者となった場合は、第 5 条第 2 項以降と同様の手続を行ったうえで落札者を決定するものとする。

（契約締結の条件）

第１０条　低入札価格調査を経て契約締結する場合、生駒市はその契約の相手方に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1)　当該契約の履行が完了するまで（工事の完成が確認され（完成検査の完了）、かつ、本条第３号に定める低入札価格調査確認報告書が生駒市に提出され、それが受理された時点をもって「当該契約の履行が完了する。」とみなす。）生駒市が新たに発注する当該契約と同一の工種(登録業種)の入札に参加する事が出来ないこと。この条件は、契約の相手方が共同企業体の場合は、その構成員全てに適用されること。

(2)　当該契約に係る前払いの額は、請負代金額の１０分の２以内となること。

(3)　当該工事等の完成後すみやかに別紙―３に定める低入札価格調査確認報告書を生駒市に提出しなければならないこと。

(4)　手持ちの工事を含めて生駒市建設工事抜き打ち点検実施要領に定める抜き打ち点検の対象となること。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2　この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1　この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別紙－1(第7条関係)

提出書類一覧

<table>
<tr><th>様式番号</th><th colspan="2">様　　式　　名</th></tr>
<tr><td>様式1</td><td colspan="2">低入札価格調査報告書</td></tr>
<tr><td>様式2</td><td colspan="2">当該価格で入札した理由</td></tr>
<tr><td>様式3－1</td><td>積算内訳書</td><td rowspan="5">※様式3－1～様式4－3は、同じ様式番号で、営繕以外と営繕の2種類あります。間違わないように提出してください。営繕とは「建築物の新築、増築、修繕及び模様替」のことをいいます。河川、道路、公園、下水道などの土木工事や上水道(配管)工事は営繕以外を使用してください。</td></tr>
<tr><td>様式3－2</td><td>積算内訳書に対する明細書</td></tr>
<tr><td>様式4－1</td><td>共通仮設費内訳書</td></tr>
<tr><td>様式4－2</td><td>現場管理費内訳書</td></tr>
<tr><td>様式4－3</td><td>一般管理費等内訳書</td></tr>
<tr><td>様式5</td><td colspan="2">手持ち工事等の状況(対象工事等箇所付近)</td></tr>
<tr><td>様式6</td><td colspan="2">対象工事等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連</td></tr>
<tr><td>様式7</td><td colspan="2">手持ち資材の状況</td></tr>
<tr><td>様式8</td><td colspan="2">資材購入先一覧</td></tr>
<tr><td>様式9</td><td colspan="2">手持ち機械の状況</td></tr>
<tr><td>様式10</td><td colspan="2">労務者の確保計画</td></tr>
<tr><td>様式11</td><td colspan="2">建設副産物の搬出地</td></tr>
<tr><td>様式12</td><td colspan="2">施工体系図兼下請契約計画</td></tr>
<tr><td>様式13</td><td colspan="2">誓約書</td></tr>
</table>

【書類作成・提出上の注意事項】

1　低入札価格調査の対象者(調査対象者)になった旨の連絡があった日の翌日(その日が市の休日にあたるときは、その翌日以降の直近の休日でない日)の午前9時から午後5時15分までに、本表に示す各様式及び記載内容を証明する添付書類を提出して下さい。期限までに提出がない場合は失格となります。

2　本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。様式の1つでも提出のない場合は失格となります。また、記載内容を証明するための「添付資料」を必ず添付して下さい。「添付資料」の添付がない場合や内容不足のため、各様式の記載内容が証明できない場合も失格となります。(「添付資料」として提出を求めていない書類であっても、記載内容を証明するため、調査対象者自らが必要と認める書類を添付することは差し支えありません)

3　本表に示す書類のうち、記載すべき事項がない場合(例えば、手持ち工事等がない等)については、当該様式に「該当事項無し」と記載のうえ必ず提出して下さい。

4　合併入札の場合は、様式2から様式12まで(様式1、様式13を除く全ての様式)について、本工事分と関連工事分の提出が必要になります。記載内容が同一になる場合も本工事分と関連工事分を個々に提出してください。

5　提出期限以降の書類の訂正、差替え、添付資料の追加等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合は失格となりますので入念に点検して下さい。また、提出された書類の返却及び公表は行いません。特に、積算根拠を示す資料については、以下の2種類が必要となりますので、添付もれ等がないように注意してください。

①下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者、交通誘導員派遣会社、測量会社、試験実施会社等の見積書の写し。調査対象者自らが実施する工事、業務等を除いて、あらゆる工事、業務等の見積書が必要です。

②下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者等との取引実績単価（今回の取引と単価の比較ができるもので、過去1年以内の取引実績に限る。）など、見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる書面。プラント機械・電気設備等にあっては、販売実績（今回の見積と単価の比較ができるもので、過去1年以内の販売実績に限る。）など、見積書記載金額の合理性かつ現実性を確認できる書面。

6　本表に示す書類は、各書類単体で完結しているだけでなく、様式相互間で関連しているものが多数あります。様式相互間の整合を図ると共に、入札時に提出する工事費内訳書とも整合がとれた内容になるよう注意して作成してください。また、総合評価落札方式における「技術提案」内容とも整合が必要です。

7　「失格判断基準」別紙－2の内容に1つでも該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認して提出してください。合併入札の場合は、本工事又は関連工事のいずれかに「失格判断基準」に該当する内容が1つでもあれば失格となりますので注意して下さい。

8　書類は、各様式にインデックス（様式番号を明記）をつけ、1部ごとにファイル（フラットファイル等）にとじて提出して下さい。提出部数は、正1部・副3部の計4部とします。

9　書類の内容を確認するため聞き取り調査を実施します。書類提出時に担当者が日・時・場所を指定しますので、入札責任者及び配置予定技術者（調査対象者が共同企業体の場合は、専任を求める配置予定技術者全員とする）は、必ず聞き取り調査に応じてください。聞き取り調査に応じない場合、調査を妨害するなど不誠実な行為を行なった場合、提出書類に虚偽記載がある場合は失格となるだけでなく、生駒市建設工事等入札参加者入札参加停止措置の対象となる場合がありますので注意してください。

10　低入札価格調査を経て契約締結した場合は、工事等の完成後すみやかに、別紙－3に定める「低入札価格調査確認報告書」（下請代金、資材購入等の支払いに関する領収書の写しの提出が必要になります。）を提出することが義務付けられます。完成検査等が完了し、且つこの報告書が受理されるまで、生駒市が新たに発注する同一工種の建設工事等の入札には参加できませんので注意してください。（共同企業体の場合は構成員全てがその対象となります。）この場合の入札に参加できない建設工事等とは、契約締結の日から、「低入札価格調査確認報告書」が受理された日以前の間に生駒市が入札公告を行なった、契約締結案件と同一工種の建設工事等を意味します。

別紙－２（第９条関係）

「失格判断基準」　※下記の内容に１つでも該当した場合は失格となります。

項　　目	内　　容
1　調査様式の提出がない場合	(1)　提出期限までに調査様式の提出がない場合。 (2)　調査様式の１つでも提出がない場合。
2　調査に協力しない場合	(1)　聞き取り調査に応じない場合。（理由は問わない）遅参の場合は、公共交通機関の遅れに限り、事前に連絡があり、かつその証明がある場合を除く。 (2)　聞き取り調査で、提出資料に基づく根拠のある説明が出来ない場合。 (3)　聞き取り調査を妨げる、提出書類に虚偽記載があるなど不誠実な行為を行なった場合。 例）　聞き取り調査において、調査内容（質問事項）と関係のない発言を行ない調査の進捗を妨げる。
3　設計図書・仕様書に適合しない場合	(1)　発注者が示した設計図書に計上された設計数量や工法、施工条件を 1 つでも満足していない場合。ただし、技術提案による差異はこの限りでない。（営繕工事等図面発注の場合、種目別・科目別・細目別における記載項目の差異については、主要な項目が記載されていれば満足していると考える。また、数量は概ね満足していれば可とする。） (2)　材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を１つでも満足していない場合。ただし、技術提案による差異はこの限りでない。
4　積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1)　入札時に提出する工事費内訳書と整合が取れていない場合。 (2)　添付資料の不足・不備等があり、算出根拠が明確でない場合。 例 1)　下請予定業者や資材購入予定業者等の見積書の写しが添付されていない。 例 2)　下請予定業者や資材購入予定業者等との過去 1 年以内の取引実績など、算出根拠を確認できる資料が添付されていない。 (3)　積算内訳書に対する明細書に記載の金額が一式計上されている場合。（営繕工事等図面発注の場合は主要な項目が一式計上されている場合。） (4)　下請見積額を下回る積算額が計上されている場合。 (5)　資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合。 (6)　下請見積書等の工事内容等（規模・工法・数量等）が不明確な場合。 (7)　手持ち資材の確認ができない場合。 (8)　自社機械の所属等が確認できない場合。 (9)　自社従業員の雇用関係が確認できない場合。 (10)　共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に、通常必要な経費が計上されていない場合。 (11)　下請予定業者、資材購入予定業者等からの聞き取りにより、積算価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合。 (12)　労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合。
5　建設副産物の処理が適正でない場合	(1)　建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合。 (2)　建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合。
6　法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	(1)　法令違反が認められる場合。 (2)　総合評価落札方式において、技術提案書の提案内容を満足していることが確認できない場合。
7　上記の他、委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合。	

注意事項）　合併入札では、本工事又は関連工事のいずれかに「失格判断基準」に該当する内容が１つでもあった場合は失格となります。

別紙－3(第10条関係)

提出書類一覧

<table>
<tr><th>様 式 番 号</th><th colspan="2">様　　式　　名</th></tr>
<tr><td>様式14</td><td colspan="2">低入札価格調査確認報告書</td></tr>
<tr><td>様式15－1(営繕以外)</td><td>実績内訳書</td><td rowspan="4">※様式15－1と様式15－2は、同じ様式番号で、営繕以外と営繕の2種類あります。間違わないように提出してください。営繕とは「建築物の新築、増築、修繕及び模様替」のことをいいます。河川、道路、公園、下水道などの土木工事や上水道(配管)工事は**営繕以外**を使用してください。</td></tr>
<tr><td>様式15－2(営繕以外)</td><td>実績明細書</td></tr>
<tr><td>様式15－1(営繕)</td><td>実績内訳書</td></tr>
<tr><td>様式15－2(営繕)</td><td>実績明細書</td></tr>
</table>

【書類作成上の注意事項】

1　工事等完成後すみやかに、本表に示す各様式及び記載内容を証明する添付書類を提出して下さい。完成検査等が完了し、且つこの書類が受理されるまで、「契約の履行の完了」とみなされず、生駒市が新たに発注する同一工種の建設工事等の入札には参加できませんので注意してください。(共同企業体の場合は構成員全てがその対象となります。)

2　本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。また、記載内容を証明するための「添付資料」を必ず添付して下さい(「添付資料」として提出を求めていない書類であっても、記載内容を証明するため、調査対象者自らが必要と認める書類を添付することは差し支えありません)。

3　本表に示す書類は、各書類単体で完結しているだけでなく、様式相互間で関連しているものが多数あります。様式相互間の整合を図るよう注意して作成してください。(下請代金、資材購入等の支払いに関する領収書の写しの提出が必要になります。)

4　合併入札の場合は、様式15－1、様式15－2(様式14を除く)については、本工事分と関連工事分の提出が必要になります。

5　提出部数は正1部とします。提出された書類の返却及び公表は行いません。